

矢掛町農業委員会議事録

1. 開催日時

平成28年4月11日（月）午前9時30分～午前10時20分

2. 開催場所

矢掛町役場 2階 第1会議室

3. 出席委員 13名

1番	高槻 祥治	出
2番	池田 俊一	出
3番	笠原 幸男	出
4番	高月 周次郎	出
5番	武井 邦男	出
6番	栗目 公人	出
7番	岸野 敏夫	出
8番	川上 敏雅	出
9番	萩野 清治	出
10番	奥村 純一	出
11番	小原 勉	出
12番	高橋 寛行	出
13番	中村 徹	出

4. 議事日程

- (1) 議案第1号 農地法第3条の規定による所有権移転の許可申請について
- (2) 議案第2号 農地法第5条の規定による所有権移転の許可申請について
- (3) 議案第3号 農地法第5条の規定による貸借権設定の許可申請について
- (4) 議案第4号 農地法第5条の規定による使用貸借権設定の許可申請について
- (5) 議案第5号 農地法第3条第2項第5号における農地の権利取得面積（別段の面積）の設定について
- (6) 議案第6号 農用地利用集積計画（案）の決定に対する意見について
（農地中間管理権の設定に関するもの）

別紙のとおり

議 長	<p>それでは、ただ今から平成28年度第1回農業委員会総会を開催します。</p> <p>休会中の会長事務を報告します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 3月22日 人農地プラン策定委員会（役場第1会議室） ・ 3月28日 矢掛町耕作放棄地対策協議会（役場第1会議室） ・ 3月30日 岡山県農業会議第103回通常総会（サンピーチ岡山） <p>以上が、休会中の会長事務報告でございます。</p> <p>今回会議に入る前に本日の署名委員を指名いたします。</p> <p>署名委員は7番 岸野委員さんと、8番 川上委員さんをお願いします。</p> <p>本日の議事につきましては議案第<u>1</u>号から議案第<u>6</u>号の<u>6</u>議案といたします。</p>
議 長	<p>それでは、議案第<u>1</u>号 農地法第3条の規定による所有権移転の許可申請について、</p> <p><u>7</u>件議題といたします。</p> <p>事務局の説明をお願い致します。</p>
事 務 局	<p>（議案朗読説明）</p>
	<p>以上7件について、別添調査書のとおり農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たすと考えます。</p>
議 長	<p>事務局の説明が終わりました。</p>
13番委員	<p>場所は、譲受人の丁度会社がある隣の土地で、譲受人は観光バス会社の社長さんです。今回、譲渡人が農業が出来なくなり、場所が隣なので、買って欲しいという事になりました。</p>
13番委員	<p>2番の譲渡人はご主人が去年亡くなられ、農業が出来なくなり、こちらも譲受人の会社の隣の場所ですので、買って欲しいという事で今回契約が成立しました。内容的には第3条の調査のとおり、農業に関しては問題ないと思います。</p>

議 長	この件につきまして何かご意見がございましたら、お願い致します。
	<p>(異議なし)</p> <p>事案番号 <u>1</u> 番 <u>2</u> 番につきまして、意見がございませんので許可と決定いたします。</p>
議 長	事案番号 <u>3</u> 番につきまして、地元委員さんの意見をお願いします。
12番委員	3番の場所は、地図を見ていただいて、譲受人は利用権設定をして玉島から通われて草刈りをされています。年齢は63歳、2年のちを目指して宇角に移住したいと言われています。無農薬で蕎麦を作り、長期の展望で田を耕して農業がしたいと言われています。地元の方は、新規就農者の方を歓迎したいので問題ないと思います。
議 長	<p>地元委員さんから意見がありましたが、事案番号 <u>3</u> 番につきまして、他にご意見はございませんか。</p> <p>(異議なし)</p> <p>異議がございませんので、事案番号 <u>3</u> 番につきましては、許可と決定いたします。</p>
議 長	事案番号 <u>4, 5, 6</u> 番につきまして、地元委員さんの意見をお願いします。それでは、地元委員さんの意見をお願いします。
12番委員	4番5番6番の譲受人は同じ方で、ここ数年積極的に土地を購入し賃貸借、利用権設定もされていて非常に頑張られているので、問題ないと思います
議 長	<p>地元委員さんから意見がありましたが、事案番号 <u>4, 5, 6</u> 番につきまして、他にご意見はございませんか。</p> <p>(異議なし)</p> <p>異議がございませんので、事案番号 <u>4, 5, 6</u> 番につきましては、許可と決定いたします。</p>

議 長	<p>事案番号 <u>7</u> 番につきまして、地元委員さんの意見ををお願いします。 それでは、地元委員さんの意見ををお願いします。</p>
11番委員	<p>この地域は補助整備をする予定になっております。譲受人と譲渡人が番地の関係で 移転の申請が出たので、特に問題が無いと思います。</p>
議 長	<p>地元委員さんから意見がありましたが、事案番号 <u>7</u> 番につきまして、 他にご意見はございませんか。</p> <p>(異議なし)</p> <p>異議がございませんので、事案番号 <u>7</u> 番につきましては、 許可と決定いたします。</p>
議 長	<p>議案第 <u>2</u> 号 農地法第 5 条の規定による所有権移転の許可申請について、 <u>3</u> 件議題といたします。 事務局の説明をお願いします。</p>
事 務 局	<p>(議案朗読説明)</p> <div style="border: 3px double black; padding: 10px; margin: 10px 0;"> <p>【農地区分】 農地区分はすべて、第 1 種農地および第 3 種農地のいずれの要件にも該 当しないため、第 2 種農地としております。</p> </div>
議 長	<p>事務局の説明が終わりました。</p>
議 長	<p>事案番号 <u>1</u> 番につきまして、地元委員さんの意見ををお願いします。</p>
3 番委員	<p>1 番は、所有権の移転申請です。譲受人は会社を経営されています。場所は、周囲 には宅地が多く、道路にも隣接しており利便で、周囲の農地にも影響はないため、 資材置き場には適当かと思えます。</p>
議 長	<p>地元委員さんから意見がありましたが、事案番号 <u>1</u> 番につきまして、 他にご意見はございませんか。</p>

9 番委員	転用目的は、資材置き場所で所有権移転でという事ですが、目的がもし違う事に利用された場合は、どうなりますか。
事務局	譲受人の経営する会社は、主な目的として太陽光発電施設の工事をされている会社です。申請は資材置き場として、太陽光パネルを置いたりする為に申請がでています。そのまま太陽光パネルを設置してしまうのではないかとこの心配があるという事ですが、申請は資材置き場としてでていますし、それ以外の目的に使われるようであれば、農業委員会から指導しなければなりません。それでも解消されない場合は、県を含めて指導する必要があると考えます。
9 番委員	住宅の丁度前ですし、資材置き場以外に使用された場合の確認をさせていただきます。
	(異議なし)
議長	異議がございませんので、事案番号 <u>1</u> 番につきましては、許可と決定いたします。
議長	事案番号 <u>2</u> , <u>3</u> 番につきまして、同一事業の案件のため一括審議とします。地元委員さんの意見をお願いします。
2 番議員	町土地開発公社が議案番号 2 番と 3 番を足した 7 区画の分譲住宅地の造成を行うということです。周りに一切差し支えありませんので問題ないです。
議長	地元委員さんから意見がありましたが、事案番号 <u>2</u> , <u>3</u> 番につきまして、他にご意見はございませんか。
	(異議なし)
	異議がございませんので、事案番号 <u>2</u> , <u>3</u> 番につきましては、許可と決定いたします。
議長	以上 <u>3</u> 件、許可処分を行うことを議決します。
議長	議案第 <u>3</u> 号 農地法第 5 条の規定による賃貸借権設定の許可申請について、 <u>1</u> 件議題といたします。

<p>事務局</p>	<p>事務局の説明をお願いします。</p> <p>(議案朗読説明)</p> <div style="border: 2px solid black; padding: 10px; margin: 10px 0;"> <p>【農地区分】 農地区分は、第1種農地および第3種農地のいずれの要件にも該当しないため、第2種農地としております。</p> </div>
<p>議長</p>	<p>事務局の説明が終わりました。</p>
<p>議長</p>	<p>事案番号 <u>1</u> 番につきまして、地元委員さんの意見をお願いします。</p>
<p>11番委員</p>	<p>場所は、三谷コミュニティーセンターより県道倉敷成羽線を約300メートル北へ行った所です。使用目的は駐車場です。駐車場として差し支えなく、四方排水もできていますので、問題ないと思います。</p>
<p>議長</p>	<p>地元委員さんから意見がありましたが、事案番号 <u>1</u> 番につきまして、他にご意見はございませんか。</p>
<p>1番委員</p>	<p>質問です。賃借人の社会福祉法人は、この地図の近くにありますか。</p>
<p>11番委員</p>	<p>この地図の丁度反対側にあります。</p>
<p>13番委員</p>	<p>駐車場がないのでしょうか。</p>
<p>11番委員</p>	<p>駐車場は今10台ほどありますが、それでは少ないです。</p>
	<p>(異議なし)</p>
<p>議長</p>	<p>異議がございませんので、事案番号 <u>1</u> 番につきましては、許可と決定いたします</p>
<p>議長</p>	<p>以上 <u>1</u> 件、許可処分を行うことを議決します。</p>

議 長	<p>議案第 4 号 農地法第 5 条の規定による使用貸借権設定の許可申請について、 <u>1</u> 件議題といたします。 事務局の説明をお願いします。</p>
事 務 局	<p>(議案朗読説明)</p> <div style="border: 3px double black; padding: 10px; margin: 10px 0;"> <p>【農地区分】 農地区分は、ほ場整備が実施された農地であるため、第 1 種農地としております。 第 1 種農地は、原則転用が出来ない農地ではありますが、例外許可規定、集落に接続して設置される住宅に該当するため転用が可能となっております。</p> </div>
議 長	<p>事務局の説明が終わりました。</p>
議 長	<p>事案番号 <u>1</u> 番につきまして、地元委員さんの意見をお願いします。</p>
10 番 委 員	<p>使用貸借人は所有者の息子で、新たに居宅を建設するものです。場所は、隣に倉庫、駐車場があり、申請地の左側が大きな田んぼでその一角を分筆して転用するものです。排水などの問題ありません。</p>
議 長	<p>地元委員さんから意見がありましたが、事案番号 <u>1</u> 番につきまして、他にご意見はございませんか。</p> <p>(異議なし)</p> <p>異議がございませんので、事案番号 <u>1</u> 番につきましては、許可と決定いたします</p>
議 長	<p>以上 <u>1</u> 件、許可意見として岡山県農業会議に諮問すること及び岡山県農業会議から許可を適当とする答申があった場合には許可処分を行うことを議決します。</p>
議 長	<p>議案第 5 号 農地法第 3 条第 2 項第 5 号における農地の権利取得面積(別段の面積)の設定について、事務局の説明をお願いします。</p>
事 務 局	<p>(議案朗読説明)</p>

議 長	<p>事務局の説明が終わりました。</p> <p>この件につきまして、現行の下限面積10アールの変更は行わないこととしてよろしいか。</p> <p>(異議なし)</p>
議 長	<p>異議がございませんので、矢掛町全域の下限面積10アールの変更は行わないことを決定いたします。</p>
議 長 事 務 局	<p>議案第 6 号 矢掛町農用地利用集積計画書 (No. 107) (案) の決定に対する意見について、事務局から説明をお願いします。</p> <div data-bbox="311 853 1445 1173" style="border: 2px solid black; padding: 10px;"> <p>議案第6号については、農地中間管理機構を通じて農地の貸借を行う案件であります。</p> <p>農地中間管理機構が所有者から借り受ける農地を選定し、その内容で市町村長が決定するもので、計画に対し農業委員会の意見を提出することとなっているものです。</p> </div> <p>(計画の内容について説明)</p>
議 長	<p>事務局からの説明がありましたが、意見等をお願いします。</p>
事 務 局	<p>担い手育成財団の中に中間管理機構があります。</p>
13番委員	<p>これは、町長が決定するのですか。</p>
事 務 局	<p>そうです。借受について問題ないか、町長が決定することになっております。</p>
13番委員	<p>農業委員会として、もし何かあれば言って下さい、という事ですか。</p>
事 務 局	<p>はい。</p>
8 番委員	<p>先月頃からこの件に関して、利用権を解約して中間管理機構へ貸し付ける方がおられます。</p>

13番委員	利用権設定を解約して、こちらの中間管理機構経由にするメリットは何かありますか。
事務局	メリットは、今まで自分で作っていた方が、新規で中間管理機構へ貸し付ける場合は、その方に補助金がでます。今まで利用権設定で貸し借りをしていたものを、機構に預けても補助金はでません。
13番委員	新規の場合のみですか。
事務局	はい。新規のみです。 (異議なし)
議長	異議がございませんので、議案第32号及び議案第33号について、計画書どおり決定いたします。
議長	施行規則該当転用届 について 地元委員さんの確認報告をお願いします。
11番委員	写真の左側に電柱がありますが、この角より上に20m程上がった所に申請地があります。転用の許可の届がでています。
議長	農地改良届 について 地元委員さんの確認報告をお願いします
5番委員	1番の土地につきましては、昨年11月に3条で取得されています。その土地の2分の1、南側半分を家庭菜園に改良するという事です。備考の河川法の許可申請書の写しは、おそらく南側に大溝川が東西に流れている関係だと思います。問題ないと思います。
議長	農地法第18条の規定による合意解約通知 について 地元委員さんの確認報告をお願いします。
5番委員	1番の借受人と貸渡人の関係は叔父と甥です。健康上の理由で借りている土地まで耕作出来ないという事で返却となりました。所有者が耕作されると聞いています。

13番委員	2番は議案第1号にありました。譲受人がこの土地を買われました。それに伴っての解約です。
8番委員	3番の2筆は、先ほどの話にもありました中間管理機構へ預ける為の解約です。
11番委員	議案3号5条の件で露天駐車場への転用の為に、借受人が貸渡人に返したという事です。
2番委員	5番は、圃場整備の予定地域で双方の話し合いができています。
6番委員	6番の借受人の話によりますと、井原の食品会社が業務拡張の為の工場を作るそうです。
10番委員	7番は、所有者の名義変更による解約です。
10番委員	8番は、割田でしたので、1筆の田んぼを耕作した方がよいという事で解約です。
6番委員	9、10、11、12、13番は、解約して、また別の方が耕作されます。
6番委員	14、15番は、借受人の体調が良くないので解約されます。15番は、新規就農者の方が、アスパラをされるそうです。
議長	<p>以上で、今月の議案についての審議は終了いたしました。</p> <p>これをもちまして、本日の農業委員会総会を終了いたします。</p> <p><u>10分間休憩</u>の後、<u>10時30分</u>から協議会を開催いたします。</p>